

春日部市職員定数条例の一部を改正する条例

春日部市職員定数条例（平成17年条例第30号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定数)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 議会の事務部局の職員 <u>11人</u></p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>1,391人</u></p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>5人</u></p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 <u>6人</u></p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>206人</u></p> <p>(6) 公平委員会の事務部局の職員 <u>5人</u></p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 <u>8人</u></p> <p>(8) 固定資産評価審査委員会の事務部局の職員 <u>3人</u></p> <p>(9) 消防職員 <u>298人</u></p> <p>(10) 公営企業の事務部局の職員 <u>43人</u>（水道事業）</p> <p>2 兼務若しくは併任を命じられている職員、休職を命じられている職員又は育児休業の承認を受けている職員は、定数外とすることができる。</p> <p>(定数の配分等)</p> <p>第3条 <u>前条第1項</u>各号に掲げる職員の定数の配分及び職の設置については、任命権者が定める。</p> | <p>(定数)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 議会の事務部局の職員 <u>14人</u></p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>1,435人</u></p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>6人</u></p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 <u>7人</u></p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>235人</u></p> <p>(6) 公平委員会の事務部局の職員 <u>6人</u>（ただし、兼務とする。）</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 <u>10人</u></p> <p>(8) 固定資産評価審査委員会の事務部局の職員 <u>3人</u>（ただし、兼務とする。）</p> <p>(9) 消防職員 <u>304人</u></p> <p>(10) 公営企業の事務部局の職員 <u>53人</u>（水道事業）</p> <p>(定数の配分等)</p> <p>第3条 <u>前条</u>各号に掲げる職員の定数の配分及び職の設置については、任命権者が定める。</p> |

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。